



山形県公報

平成17年11月1日(火)
第1689号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 山形県青少年保護条例施行規則の一部を改正する規則.....(女性青少年政策室)...1214
- 山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....(環境保護課)...1215

### 告 示

- 昭和38年12月県告示第1075号(県立自然公園の区域の変更)の一部改正.....(同)...同
- 昭和49年10月県告示第1427号(騒音規制法の規定による地域の指定、規制基準の設定等)の一部改正.....(同)...同
- 平成11年3月県告示第312号(騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定)の一部改正.....(同)...同
- 平成16年3月県告示第383号(悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定)の一部改正.....(同)...1216
- 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う飽海郡及び酒田市の人口.....(市町村課)...同
- 山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程.....(健康福祉企画課)...同
- 生活保護法による指定医療機関の指定.....(同)...同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....(同)...1217
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出.....(同)...同
- 生活保護法による指定施術機関の指定.....(同)...同
- 生活保護法による指定介護機関の指定.....(同)...1218
- 農業振興地域の指定の解除.....(農政企画課)...同
- 農業振興地域の指定.....(同)...同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....(農村計画課)...1219
- 県営土地改良事業計画の変更.....(村山総合支庁農村計画課)...同
- 共同施行の土地区画整理事業の終了の認可.....(都市計画課)...同
- 道路の区域の変更.....(村山総合支庁建設総務課)...1220

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 山形県道路交通規則等の一部を改正する規則.....同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正.....1222

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則.....1223

山形県人事委員会規則 6 - 2 (職員等の旅費に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則.....1224  
 山形県人事委員会規則14 - 4 (委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則.....1227

病院事業局関係

規程

山形県立病院等管理規程の一部を改正する規程..... 同

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... (村山総合支庁企画振興課) ...1228  
 大規模小売店舗の変更の届出..... (商業経済交流課) ... 同  
 同 ..... ( 同 ) ...1229

規 則

山形県青少年保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第80号

山形県青少年保護条例施行規則の一部を改正する規則

山形県青少年保護条例施行規則(昭和54年8月県規則第53号)の一部を次のように改正する。

別表第2項の表中 「酒田市大字浜中地内ほか」 を 「酒田市浜中地内ほか」 に改め、同別表第4項の表中

|              |                  |   |
|--------------|------------------|---|
| 酒田市営北テニスコート  | 酒田市大字宮海字明治67番地   | を |
| 酒田市営屋内プール    | 酒田市堤町3番1号        |   |
| 酒田市営体育館      | 酒田市入船町3番20号      |   |
| 酒田市営鳥海地区体育館  | 酒田市大字本楯字前田89番地の2 |   |
| 酒田市営親子スポーツ会館 | 酒田市光ヶ丘二丁目1番25号   |   |

|             |                |    |
|-------------|----------------|----|
| 酒田市北テニスコート  | 酒田市宮海字明治67番地   | に、 |
| 酒田市体育館      | 酒田市入船町3番20号    |    |
| 酒田市鳥海地区体育館  | 酒田市本楯字前田89番地の2 |    |
| 酒田市親子スポーツ会館 | 酒田市光ヶ丘二丁目1番25号 |    |
| 酒田市八幡体育館    | 酒田市観音寺字町後15番地  |    |
| 酒田市松山体育館    | 酒田市字内町6番地の2    |    |

|                    |                |                  |
|--------------------|----------------|------------------|
| 酒田市平田 B & G 海洋センター | 酒田市飛鳥字契約場31番地  | 」<br>を<br>に改め、同表 |
| 雇用促進事業団南陽勤労者体育センター | 南陽市郡山1071番地の 8 |                  |
| 南陽市沖郷公民館体育ホール      | 南陽市郡山1070番地の 1 |                  |

八幡町体育館の項、町民体育館の項及び平田町 B & G 海洋センターの項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第81号

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和45年12月県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表第5中「、遊佐町及び八幡町」を「及び遊佐町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

山形県告示第994号

昭和38年12月県告示第1075号（県立自然公園の区域の変更）の一部を次のように改正する。

平成17年11月1日

山形県知事 齋 藤 弘

「県土木部計画課、」を「文化環境部環境保護課、庄内総合支庁保健福祉環境部環境課及び」に改め、「及び町村役場」を削る。

庄内海浜県立自然公園の区域の項中「大字宮海」を「宮海」に、「宮の浦、飯森山」を「宮野浦」に改め、「鶴岡市大字湯野浜」を「鶴岡市湯野浜」に、「鶴岡市大字下川」を「鶴岡市下川」に、「小蓮寺」を「少連寺」に、「井岡」を「井岡、五十川、温海、大岩川、小岩川、早田、鼠ヶ関」に改め、「西田川郡温海町大字五十川、暮坪、温海、大岩川、小岩川、早田、鼠ヶ関の各一部」を削る。

山形県告示第995号

昭和49年10月県告示第1427号（騒音規制法の規定による地域の指定、規制基準の設定等）の一部を次のように改正する。

平成17年11月1日

山形県知事 齋 藤 弘

第1項中「、遊佐町及び八幡町」を「及び遊佐町」に改める。

山形県告示第996号

平成11年3月県告示第312号（騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成17年11月1日

山形県知事 齋 藤 弘

「酒田市」を「酒田市（平成17年10月31日における酒田市の区域に限る。）」に改める。

## 山形県告示第997号

平成16年3月県告示第383号（悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定）の一部を次のように改正する。

平成17年11月1日

山形県知事 齋 藤 弘

第2第1項第16号を削る。

## 山形県告示第998号

酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を廃し、その区域をもって酒田市を置き、平成17年11月1日から施行することに伴う地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第176条第1項第1号及び第177条第1項第1号の規定による飽海郡及び酒田市の人口は、次のとおりである。

平成17年11月1日

山形県知事 齋 藤 弘

飽海郡 18,037人  
酒田市 121,614人

## 山形県告示第999号

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年11月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県社会福祉施設整備資金利子補助金交付規程（昭和42年7月県告示第697号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中「年0.375パーセント」を「年0.4パーセント」に、「年0.75パーセント」を「年0.8パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項の規定は、平成17年10月13日から適用する。
- 平成17年10月13日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際借入金残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

## 山形県告示第1000号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成17年11月1日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称       | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------------|---------------------|------------|
| コ ス モ 調 剤 薬 局 高 畠 店     | 東置賜郡高畠町大字相森57番地11   | 平成17. 9.28 |
| 古 谷 眼 科 ク リ ニ ッ ク       | 東田川郡庄内町余目字猿田92番地12  | 同 10. 3    |
| 小 島 薬 局                 | 酒田市亀ヶ崎四丁目1番37号      | 同          |
| 石 井 フ ァ ミ リ ー ク リ ニ ッ ク | 東置賜郡高畠町大字相森57番地13   | 同          |
| さ く ら 調 剤 薬 局           | 新庄市大字福田字福田山774番地35  | 同 10.11    |
| 腰 越 ク リ ニ ッ ク           | 鶴岡市美咲町25番16号        | 同 10.14    |
| に こ に こ 薬 局             | 南陽市赤湯393番地4         | 同 10.18    |

|                   |               |   |       |
|-------------------|---------------|---|-------|
| 医療法人社団三圭会<br>川越医院 | 山形市宮町一丁目3番36号 | 同 | 10.19 |
|-------------------|---------------|---|-------|

## 山形県告示第1001号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年11月1日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定医療機関の名称         | 指定医療機関の所在地     | 廃止年月日      |
|-------------------|----------------|------------|
| ドラッグヤマザワ新庄調剤薬局    | 新庄市若葉町4番26号    | 平成17. 7.31 |
| 加藤内科医院            | 山形市諏訪町二丁目2番28号 | 同 8.30     |
| 小島薬局              | 酒田市亀ヶ崎四丁目1番37号 | 同 8.31     |
| 腰越クリニック           | 鶴岡市美咲町25番16号   | 同          |
| 医療法人社団三圭会<br>川越病院 | 山形市宮町一丁目3番36号  | 同 9.30     |

## 山形県告示第1002号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条（第55条において準用する同法第50条）の2の規定により、指定医療機関から次のとおり休止する旨の届出があった。

平成17年11月1日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地   | 休止年月日      |
|-----------|--------------|------------|
| 藤波内科医院    | 酒田市本町一丁目4番3号 | 平成17. 8. 1 |

## 山形県告示第1003号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成17年11月1日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定施術機関の名称 | 開設者名  | 指定施術機関の所在地    | 指定年月日       |
|-----------|-------|---------------|-------------|
| もりおか接骨院   | 森谷純一  | 山形市宮町五丁目3番17号 | 平成17. 10. 1 |
| 五十鈴接骨院    | 工藤佐千子 | 同 大野目三丁目1番40号 | 同           |

## 山形県告示第1004号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成17年11月1日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称             | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地          | 指定年月日      |
|-----------------------|---------------|---------------------|------------|
| グループホームみかわ            | 認知症対応型共同生活介護  | 東田川郡三川町大字青山字箴元22番地1 | 平成17. 9.27 |
| グループホームまつやま           | 同             | 飽海郡松山町西田12番地5       | 同          |
| ソレ江俣                  | 居宅介護支援        | 山形市江俣一丁目9番15号       | 同 9.30     |
| 居宅介護支援事業所くろさわ         | 同             | 同 大字黒沢440番地         | 同 10. 3    |
| 米沢デイサービスセンターふれあい      | 訪問入浴介護        | 米沢市栄町1番地4           | 同          |
| 青空つどいの家               | 通所介護          | 西村山郡河北町西里字両所1997番地  | 同          |
| 天然温泉老人デイサービスセンターくろさわ  | 同             | 山形市大字黒沢440番地        | 同 10. 5    |
| デイホームなな草              | 同             | 鶴岡市外内島字石名田82番地23    | 同 10.13    |
| ツクイ東青田                | 訪問介護          | 山形市東青田一丁目4番15号      | 同 10.19    |
| 酒田合同自動車株式会社           | 同             | 酒田市山居町一丁目5番33号      | 同 10.20    |
| ふれあいヘルパーサービス指定訪問介護事業所 | 同             | 同 相生町二丁目3番80号       | 同 10.21    |

## 山形県告示第1005号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の指定を次のとおり解除する。

平成17年11月1日

山形県知事 齋 藤 弘

指定を解除する地域の名称 酒田農業地域、八幡農業地域、松山農業地域及び平田農業地域

## 山形県告示第1006号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により、農業振興地域を次のとおり指定する。

平成17年11月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 地域の名称  
酒田農業地域
- 2 区域

酒田市の行政区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）による市街化区域（平成16年5月決定）、市街化調整区域（次の図に示す区域を除く。）及び用途地域（八幡都市計画区域（平成7年6月決定）内のものに限る。）離島振興法（昭和28年法律第72号）による離島振興対策実施地域（次の図に示す区域を除く。）国有林野（次の図に示す区域を除く。）並びに民有林の区域（次の図に示す区域を除く。）を除く次の図に示す区域（次の図は省略し、その図書を農林水産部農政企画課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第1007号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成17年11月1日

山形県知事 齋藤 弘

| 事業名         | 地区名 | 工事完了年月日    |
|-------------|-----|------------|
| 経営体育成基盤整備事業 | 宮下  | 平成17年10月4日 |
| 土地改良総合整備事業  | 鶴巻田 | 平成15年6月20日 |

山形県告示第1008号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営土地改良（尾花沢地区ため池等整備事業（用排水施設小規模））事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年11月1日

山形県知事 齋藤 弘

- 縦覧に供する書類の名称  
 県営土地改良（尾花沢地区ため池等整備事業（用排水施設小規模））  
 事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
 尾花沢市役所  
 大石田町役場
- 縦覧に供する期間  
 平成17年11月14日から同年12月13日まで
- その他  
 この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第1009号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、数人共同施行に係る土地区画整理事業の終了を次のとおり認可した。

平成17年11月1日

山形県知事 齋藤 弘

- 施行者の住所及び氏名
 

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 寒河江市大字島327番地       | 佐藤 義一     |
| 寒河江市大字島171番地       | 沖津 清志     |
| 寒河江市大字島302番地の1     | 沖津 憲男     |
| 寒河江市大字高屋字西浦426番地の3 | 原田 真司     |
| 寒河江市大字島18番地の2      | 阿部 保吉     |
| 寒河江市大字島326番地の1     | 飯淵 ヨシ子    |
| 寒河江市丸内三丁目1番2号      | 井田 正幸     |
| 寒河江市大字島字島北55番地の10  | 大沼 繁      |
| 寒河江市大字島字島南336番地の1  | 羽柴 千春     |
| 寒河江市大字島349番地の1     | 沖津 ふみ江    |
| 寒河江市大字島174番地の2     | 沖津 昌雄     |
| 天童市駅西三丁目7番1号       | (株) ヒロホーム |
| 寒河江市大字島286番地       | 佐藤 幸作     |
| 寒河江市大字島141番地の2     | 佐藤 トシ子    |
| 寒河江市大字島字島南320番地の7  | 鈴木 吉之丞    |

- 2 土地区画整理事業の名称  
寒河江市島南土地区画整理事業
- 3 施行地区  
寒河江市大字島字島南の一部
- 4 事業施行期間  
平成16年8月31日から平成18年3月31日まで
- 5 施行認可の年月日  
平成16年8月31日
- 6 終了認可の年月日  
平成17年10月24日

山形県告示第1010号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年11月1日から同月14日まで縦覧に供する。  
 平成17年11月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 東山七浦線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長        |
|------------------------------------------|------|------------------|------------|
| 山形市大字下東山字西又194番1から<br>同 大字大森字太子田2254番1まで | 旧    | 35.0メートル<br>21.8 | メートル<br>94 |
| 同 上                                      | 新    | 35.6メートル<br>21.0 | 同 上        |

### 公安委員会関係

#### 規 則

山形県道路交通規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成17年11月1日

山 形 県 公 安 委 員 会  
 委 員 長 鏡 谷 誠 一

山形県公安委員会規則第13号

山形県道路交通規則等の一部を改正する規則

（山形県道路交通規則の一部改正）

第1条 山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「鶴岡市田麦俣字鶴の里から酒田市大字藤塚字ふけ田まで」 を

「鶴岡市田麦俣字鶴の里から酒田市藤塚字ふけ田まで」 に、

「鶴岡市本田字富家田89番から酒田市大字広野字興屋240番まで」 を

「鶴岡市本田字富家田89番から酒田市広野字興屋240番まで

に、

「新庄市大字鳥越字玉ノ木935番5から酒田市大字落野目字広野10番5まで

を

「新庄市大字鳥越字玉ノ木935番5から酒田市落野目字広野10番5まで

に、

「酒田市高砂170番3から酒田市大字宮海字治八郎畑1番17まで  
酒田市大字宮海字治八郎畑1番13から酒田市大字宮海字新林672番まで

を

「酒田市高砂170番3から酒田市宮海字治八郎畑1番17まで  
酒田市宮海字治八郎畑1番13から酒田市宮海字新林672番まで

に改める。

(山形県警察の組織に関する規則の一部改正)

第2条 山形県警察の組織に関する規則(平成14年3月県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1号中 「酒田市大字豊里」 を

「酒田市豊里」 に、

|         |        |
|---------|--------|
| 遊 佐 交 番 | 飽海郡遊佐町 |
| 八 幡 交 番 | 飽海郡八幡町 |

を

|         |        |
|---------|--------|
| 八 幡 交 番 | 酒田市観音寺 |
| 遊 佐 交 番 | 飽海郡遊佐町 |

に改め、同表第2号中

|         |
|---------|
| 酒田市大字黒森 |
| 酒田市大字浜中 |
| 酒田市大字広野 |
| 酒田市大字新堀 |

を

|       |
|-------|
| 酒田市黒森 |
| 酒田市浜中 |
| 酒田市広野 |
| 酒田市新堀 |

に、

|             |
|-------------|
| 酒田市大字宮内     |
| 酒田市大字本楯     |
| 酒田市大字生石     |
| 酒田市大字漆曽根    |
| 飽海郡松山町大字白ヶ沢 |
| 飽海郡松山町大字山田  |
| 飽海郡平田町大字飛鳥  |
| 飽海郡平田町大字北俣  |

|        |
|--------|
| 酒田市宮内  |
| 酒田市本楯  |
| 酒田市生石  |
| 酒田市漆曽根 |
| 酒田市白ヶ沢 |
| 酒田市字山田 |
| 酒田市飛鳥  |
| 酒田市北俣  |

を

に改め、同表第3号中

酒田市大字浜中

を

酒田市浜中

に改める。

|       |       |       |            |   |
|-------|-------|-------|------------|---|
| 別表第2中 | 村山警察署 | 関山検問所 | 東根市大字関山    | を |
|       | 新庄警察署 | 赤倉検問所 | 最上郡最上町大字富沢 |   |
|       | 酒田警察署 | 吹浦検問所 | 飽海郡遊佐町大字菅里 |   |

新庄警察署 赤倉検問所 最上郡最上町大字富沢

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会関係

告示

山形県選挙管理委員会告示第152号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成17年11月1日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷

誠

1 病院の項の表中

市立酒田病院

を

酒田市立酒田病院

に、

医療法人 酒田東病院

”

大字大町字イカリ24-2

を

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 医療法人 酒田東病院 | ” こあら 3 - 5 - 2 |
| 酒田市立八幡病院   | ” 小泉字前田37       |

に改め、同表町立八幡病院の項を削り、

2 老人ホームの項の表中

|                   |
|-------------------|
| ” 大字黒森字葎葉山54 - 10 |
|-------------------|

を

|                 |
|-----------------|
| ” 黒森字葎葉山54 - 10 |
|-----------------|

に、

|          |                   |
|----------|-------------------|
| さくらホーム広野 | ” 大字広野字末広102番地の 1 |
|----------|-------------------|

を

|          |                 |
|----------|-----------------|
| さくらホーム広野 | ” 広野字末広102番地の 1 |
| 幸楽荘      | ” 小泉字前田50       |
| さくらホーム   | ” 中牧田字丸福171     |
| 寿康園      | ” 檜橋字大柳 3 - 1   |

に改め、同表幸楽荘の項、さくらホーム

の項及び寿康園の項を削り、5 介護老人保健施設の項の表中

|                  |
|------------------|
| ” 大字本楯字前田127 - 2 |
|------------------|

を

|                |
|----------------|
| ” 本楯字前田127 - 2 |
|----------------|

に、

|      |                |
|------|----------------|
| ひだまり | ” 中町三丁目 5 番23号 |
|------|----------------|

を

|      |                |
|------|----------------|
| ひだまり | ” 中町三丁目 5 番23号 |
| 徳田山  | ” 相沢字道脇 7      |

に改め、同表徳田山の項を削る。

### 人事委員会関係

#### 規 則

山形県人事委員会規則 5 - 1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成17年11月1日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 古 澤 茂 堂

別表第15のイの表中

|           |  |
|-----------|--|
| 平田町立田沢小学校 |  |
|-----------|--|

を

|           |  |       |
|-----------|--|-------|
| 酒田市立田沢小学校 |  | に、    |
| 八幡町立日向小学校 |  | を     |
| 酒田市立日向小学校 |  | に改める。 |

別表第15の口の表中

|           |  |       |
|-----------|--|-------|
| 平田町立東陽小学校 |  | を     |
| 酒田市立東陽小学校 |  | に改める。 |

別表第18の表中

|                                                                                                                                                                           |                                                                                                         |       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 東田川郡庄内町清川字花崎 1 - 1<br>東田川郡庄内町肝煎字福地山本72 - 1<br>飽海郡八幡町大蔵字二夕子213<br>飽海郡八幡町上黒川字家ノ東19 - 2<br>飽海郡松山町大字地見興屋字前割 9 - 1<br>飽海郡平田町大字北俣字上中村90<br>飽海郡平田町大字田沢字小平34 - 2<br>飽海郡松山町字総光寺沢12 | 庄内町立清川小学校<br>庄内町立立谷沢小学校<br>八幡町立大沢小学校<br>八幡町立日向小学校<br>松山町立地見興屋小学校<br>平田町立東陽小学校<br>平田町立田沢小学校<br>松山町立松山中学校 | を     |
| 酒田市大蔵字二夕子213<br>酒田市上黒川字家ノ東19 - 2<br>酒田市地見興屋字前割 9 - 1<br>酒田市北俣字上中村90<br>酒田市田沢字小平34 - 2<br>酒田市字総光寺沢12<br>東田川郡庄内町清川字花崎 1 - 1<br>東田川郡庄内町肝煎字福地山本72 - 1                         | 酒田市立大沢小学校<br>酒田市立日向小学校<br>酒田市立地見興屋小学校<br>酒田市立東陽小学校<br>酒田市立田沢小学校<br>酒田市立松山中学校<br>庄内町立清川小学校<br>庄内町立立谷沢小学校 | に、    |
| 飽海郡松山町大字臼ヶ沢字池田通115 - 4<br>飽海郡平田町大字北俣字仁助新田67 - 3                                                                                                                           | 酒田警察署上郷警察官駐在所<br>酒田警察署北俣警察官駐在所                                                                          | を     |
| 酒田市臼ヶ沢字池田通115 - 4<br>酒田市北俣字仁助新田67 - 3                                                                                                                                     | 酒田警察署上郷警察官駐在所<br>酒田警察署北俣警察官駐在所                                                                          | に改める。 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則 6 - 2 (職員等の旅費に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月1日

山形県人事委員会  
委員長 古澤茂堂

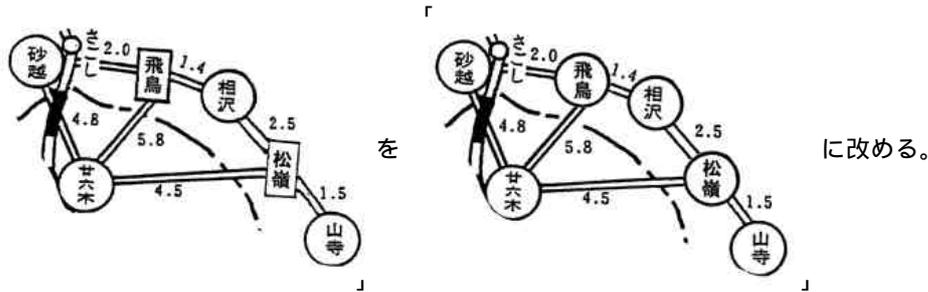
別表第2中



を



に、



附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則14 - 4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月1日

山形県人事委員会  
委員長 古 澤 茂 堂

別表第1 酒田市市長部局の項中「、福祉事務所長」を削り、

|        |                                                   |
|--------|---------------------------------------------------|
| 松林荘    | 荘長、主幹                                             |
| 市立酒田病院 | 病院長、副院長、看護部長、事務部長、薬局長、課長、副看護部長、課長補佐（管理課に置くものに限る。） |

を

|        |                                                        |
|--------|--------------------------------------------------------|
| 松林荘    | 荘長、主幹                                                  |
| 八幡総合支所 | 支所長、課長、主幹                                              |
| 松山総合支所 | 支所長、課長、主幹                                              |
| 平田総合支所 | 支所長、課長、主幹                                              |
| 市立酒田病院 | 病院長、副院長、診療部長、看護部長、事務部長、薬局長、課長、副看護部長、課長補佐（管理課に置くものに限る。） |
| 市立八幡病院 | 病院長、副院長、医長、事務長、看護師長                                    |

に、同表酒田市教育

委員会事務局の項中「課長」を「課長、教育振興室長」に改め、同表中八幡町の項、松山町の項及び平田町の項を削る。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

### 病院事業局関係

#### 規 程

山形県病院事業管理規程第15号

山形県立病院等管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年11月1日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

山形県立病院等管理規程の一部を改正する規程  
 山形県立病院等管理規程（平成15年3月県病院事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。  
 第2条第1項中「午後5時」を「午後5時15分」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年11月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成17年10月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 むあはうす
  - (2) 代表者の氏名  
齋藤ふさ子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山辺町大字山辺334番地3
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、3障害や複合型の障害者又は、引きこもりの人たちの社会自立を目指す事業を行う。また、必要な障害者にたいしては、グループ・ホーム等の宿泊を伴う施設も備え、豊かで活力のある地域・社会の実現に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所において平成18年3月1日まで縦覧に供する。

平成17年11月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマザワ鶴岡宝田店  
鶴岡市宝田二丁目10番50外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 山澤 進
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前)

| 名 称           | 所 在 地          |
|---------------|----------------|
| (仮称)ヤマザワ鶴岡宝田店 | 鶴岡市宝田二丁目10番50外 |

(変更後)

| 名 称       | 所 在 地          |
|-----------|----------------|
| ヤマザワ鶴岡宝田店 | 鶴岡市宝田二丁目10番50外 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称         | 住 所            | 代表者の氏名 |
|-------------|----------------|--------|
| 株式会社 ヤマザワ   | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 山 澤 進  |
| そ の 他 は 未 定 |                |        |

(変更後)

| 名 称         | 住 所            | 代表者の氏名  |
|-------------|----------------|---------|
| 株式会社 ヤマザワ   | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 山 澤 進   |
| 株式会社 ヤマザワ薬品 | 山形市あこや町三丁目8番9号 | 石 黒 晴 美 |
| 有限会社 達 商    | 鶴岡市宝田三丁目9番22号  | 阿 達 満   |

## 4 変更年月日

平成17年7月11日

## 5 届出年月日

平成17年10月20日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成18年3月1日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所において平成18年3月1日まで縦覧に供する。

平成17年11月1日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ鶴岡宝田店

鶴岡市宝田二丁目10番50外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 山澤 進

3 変更する事項

駐車場の自動車の出入口の位置

(変更前)縦覧に供する図面のとおり

(変更後)縦覧に供する図面のとおり

4 変更年月日

平成17年10月23日

5 届出年月日

平成17年10月20日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成18年3月1日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見